

定 款

2022年 6月28日 改訂

中外炉工業株式会社

中外炉工業株式会社定款

第1章 総 則

第1条(商 号)

当会社は中外炉工業株式会社と称し、英文ではChugai Ro Co., Ltd.と表示する

第2条(目的)

当会社は下記の事業を営むをもって目的とする

1. 工業炉ならびに付属装置の設計、製作および施工
2. 金属、紙、合板、合成樹脂、繊維、ゴム、その他の処理加工装置の設計、製作および施工
3. 燃焼機器ならびに付属品の設計、製造
4. 汚泥、廃棄物、廃水、廃ガスなどの無公害化処理装置ならびに再生設備の設計、製作および施工
5. 空気調和装置の設計、製作および施工
6. 金属、合成樹脂、セラミックス等の土木・建築材料の製造ならびに製造装置の設計、製作および施工
7. 建築物の設計および工事監理
8. 建築工事契約に関する事務および建築に関する法令又は条例に基づく手続きの代理業務
9. 前各号に係る商品の販売、輸出入およびコンサルティング業務
10. 各種情報の収集・処理および提供に関するサービスならびにソフトウェアの製作、販売
 11. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
 12. 前各号に付帯関連する一切の事業

第 3 条（本店の所在地）

当会社は本店を大阪市に置く

第 4 条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする

第2章 株式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、2千5百万株とする

第 7 条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる

第 8 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする

附 則

第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年6月22日開催の第75期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする
なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する

第 9 条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない

第 11 条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による

第3章 株 主 総 会

第 12 条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする

第 14 条（招集権者および議長）

株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる

②代表取締役が複数ある場合は、議長を務める代表取締役を取締役会において定める

③議長となる代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる

②株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない

第17条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとすることができます

第4章 取締役および取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役は、10名以内とする

第19条（選任方法）

取締役は株主総会において選任する

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする

第21条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる

②当該取締役に事故あるときは取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる

第22条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる

第23条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう

②当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす

第24条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する

②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる

第25条（名誉会長、特別顧問、顧問および相談役）

取締役会において必要と認めるときは名誉会長、特別顧問、顧問および相談役を置くことができる

第26条（報酬等）

取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める

第27条（社外取締役の責任限定契約）

当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる

第5章 監査役および監査役会

第28条（員数）

当会社の監査役は4名以内とする

第29条（選任方法）

監査役は株主総会において選任する

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう

第30条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする

第31条（補欠監査役の選任に係る決議の効力）

補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする

第32条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する

第33条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる

第34条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう

第35条（報酬等）

監査役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める

第36条（社外監査役の責任限定契約）

当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる

第6章 計 算

第37条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする

第38条（剩余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする

第39条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないと
きは、当会社はその支払義務を免れる

附則

第1条

第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年6月22日開催の第75期定時株主
総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効
力発生日の経過後、これを削除する。

第2条

変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除およ
び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元
年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1
日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする

②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会につ
いては、変更前定款第17条はなお効力を有する

③本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した
日のいずれか遅い日後にこれを削除する